

公益社団法人 日本コンクリート工学会
研究専門委員会規程

令和元年5月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、研究専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

2. 委員数が20名を超える場合は、委員長は研究委員会幹事会にその理由を提示して承認を得なければならない。
3. 同一人が同一年度に委員として活動できる委員会数は、最大3とする。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長1名、幹事数名を置く。また、必要に応じ、副委員長1名を置く。

2. 委員長は、研究委員会委員長が指名する。
3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は、第5条に定める種別A、種別Bの委員会においては2年、第5条に定める種別FSの委員会においては1年とする。ただし、第5条に定める種別Aの委員会では、委員会活動終了後、成果報告会実施に要する期間として、任期を半年間延長することができる。

2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかの業務を行い、その成果を「研究専門委員会の設置等に関する内規」に従い報告する。

- (1) コンクリート工学及びその周辺領域で進められてきた基礎～応用研究を、関連する研究者・技術者の総合的知見により実用化若しくは体系化に向けて前進あるいはレベルアップさせることを目的とする研究課題に関する調査研究（種別A）
- (2) 種別Aの課題ほど成果の創出可能性（フィージビリティ）が明確でないものや、近い将来のコンクリート工学の発展に寄与する可能性を秘めた研究課題に関する調査研究（種別FS）

(3) 基礎研究の推進や新技術の応用、新領域の開拓等を目的とした、萌芽的な研究課題に関する調査研究（種別B）

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。